

平成28年度 第5回市議会 総務委員会報告  
12月6日（火）～12月9日（金）

報告者 梅原 和喜



■第146号議案 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

「雇用保険法等の一部を改正する法律」により国家公務員退職手当法の一部が改正され、失業者の退職手当の給付内容の見直しが行われたことに伴い、本市の職員についても同様の措置を講じようとするもの。

## 2. 改正の内容

- (1) 「高年齢継続保険者」を「高年齢被保険者」に改める。
- (2) 「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。
- (3) 「高年齢被保険者」を高年齢求職者給付金並びに就業促進手当、移転費及び求職活動支援費に相当する額の支給対象とする。

## 3. 施行日 平成29年1月1日

### ■第192号議案

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1. 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、介護休暇を分割して取得することができるようになる事に伴い、本市の一般職の職員についても同様の措置を講じようとするもの。

#### 2. 改正する条例

- (1) 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準

に関する条例

(3) 長崎市職員の育児休業等に関する条例

3. 施行日 平成29年1月1日

## ■第193号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 1. 改正の趣旨

平成28年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員に関しても同様に改定しようとするもの。

### 2. 改正する条例

(1) 一般職の職員の給与に関する条例

(2) 市長及び副市長の給与に関する条例

(3) 教育長の給与等に関する条例

(4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例

(5) 長崎市監査委員条例

(6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例

(7) 一般職の任期月職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 3. 施行日

公布の日施行

#### ■第158号議案～第174号議案（17件）

公の施設の指定管理者の指定について

##### （1）指定の期間（5年間）

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

- ・小島地区・緑ヶ丘地区・戸町地区・滑石地区・仁田佐古地区
- ・三河地区・淵地区・横尾地区・ダヤランド・小ヶ倉地区
- ・小江原地区・桜馬場地区・西北、岩屋地区・橘地区・上長崎地区
- ・山里地区・江平地区・外海ふるさと交流センター

#### ■第149号議案

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

- （1）長崎市式見地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とする為、当該公民館を廃止し、長崎市式見地区ふれあいセンターを設置するもの。

- （2）施行日 平成29年4月1日

(3) 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日

■第150号議案

長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例

(1) 目的

西工場のごみ焼却熱を有効利用し、西工場隣接地にプール施設を整備することにより、市民の体育の振興を図る。

(2) 設置年月日

平成30年1月6日

■陳情第4号

長崎市議会議員政務活動費の領収書等の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情について

- ・ 陳情人の意見を聴いた後、質疑を行った。
- ・ 増倉参考人、浜辺参考人

■第191号議案

長崎市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由等

- ・位置を「桜町2番2号」から旧公会堂及び公会堂前公園がある「魚の町4番」に変更しようとするもの。

**■第137号議案**

平成28年度長崎市一般会計補正予算（第4号）

会計別補正予算の内訳

単位：千円

区分	一般会計	特別会計	企業会計	計
交流拠点施設の係るもの	6,159	-	-	6,159
施策の推進に係るもの	258,955	13,509	-	272,464
国の補正予算に係るもの	3,682,730	-	-	3,682,730
基金積立金に係るもの	2,167,550	310,989	-	2,478,539
その他	584,650	91,719		676,369
計	6,700,044	416,217	-	7,116,261

- ・基金積立金財政調整基金・・・・・・・・ 2,167,550千円
- ・庁舎等施設整備事業費施設改修ほか・・・27,600千円
- ・市税過誤納金・・・・・・・・・・・・ 17,329千円
- ・ふれあいセンター指定管理・・・・・・・・ 489,670千円
- ・外海ふるさと交流センター指定管理・・・ 54,020千円
- ・市民神の島プール・・・・・・・・・・・・ 42千円

**■第184号議案**

平成28年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

※減額修正案が提出され、修正案、原案は賛成多数で可決。

総事業費 746,000千円の内、平成30年度設計費 277,000円を減額修正 賛成8、反対1で可決

■ 195号議案

平成28年度長崎市一般会計補正予算（第6号）

歳入のみの審議、満場一致で可決

■ 第155議案

長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

賛成多数で（8対1）可決

■ 第156号議案

長崎市及び時津町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

賛成多数で（8対1）で可決

■ 第145議案

長崎市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

賛成多数（8対1）で可決

## ■所管事項調査

### ★総務部

- (1) 訴訟の現況について
- (2) 行政サテライト機能再編成プロジェクトについて

### ★企画財政部、教育委員会

- (1) 長崎市教育大綱（素案）について

### ★理財部

- (1) 市有地の処分について
- (2) 訴訟の現況について
- (3) 固定資産税等の課税誤りの調査結果（中間報告）について

### ★企画財政部

- (1) 感染症研究拠点に関する連絡協議会等の開催状況について

陳情第4号「長崎市議会議員政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情について」  
の取りまとめ（案）

総務委員会では、本陳情に対する議会事務局の説明を求めました。

議会事務局からは、長崎市議会議員の政務活動費については、長崎市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により「交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない」こととなっている。また、同第8条第2項の規定により「何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる」こととなっている。

長崎市議会においては、議長宛てに提出されている領収書等の証拠書類を含む全ての書類を情報公開請求することなく閲覧できることとなっており、複写申込書の提出があれば、複写を交付している。なお、収支報告書については、平成25年度分からホームページにおいて公開している。

他都市議会における議会ホームページでの公開については、47都道府県と813市区の合計860議会のうち、収支報告書と領収書を公開しているのは5.8%、収支報告書を公開しているのは42.4%、公開していないのは26.3%となってい

るとの説明がありました。

委員会におきましては、閲覧書類と複写申込により交付した書類との相違の有無、他都市で問題となっているような領収書が不正に作成されたような痕跡の有無、収支報告書閲覧に係るホームページへのアクセス状況、公開すべきではないかとの考えから議会ホームページで公開する場合の費用負担について質すなど種々論議を行いました。

なお、本件については、今後、検討していくべきとの意見が出されました。